

中小企業者等金融円滑化法のあらまし

大 賀 祥 充

- I はじめに
- II 「貸し渋り、貸しはがし対策」制度の概要
 - A 「法律の制定」
 - ① 法律の名称
 - ② 法律の「適用対象」……「貸し手」と「借り手」と
 - ③ 法律の「内容」
 - ④ 「実施状況を金融庁に報告・開示」
 - ⑤ 「時限立法」
 - B 金融庁の「金融検査マニュアル」の改訂・「監督指針」の改訂
 - C 新しい「信用保証制度」
- III 貸し付け条件の変更を申し出ようとする者の心得るべき諸事項
- IV おわりに

I は じ め に

平成19年のサブ・プライム・ローン問題に端を発し、平成20年のリーマン・ブラザーズ証券の破綻を契機として、世界を襲った「金融危機」は、百年に一度と言われる位の大きな衝撃を各業界に与えた。一例を自動車業界に採れば、かつて一世紀以上も世界に君臨したビッグ・スリーのうち二社、すなわち米国「クライスラー（Chrysler）社」・「ゼネラル・モーターズ（General Motors）社」の再生問題に繋がったのみならず、これらと提携・取引関係にあった日本の自動車メーカーの殆どと、それに加えて、関連する部品サプライヤー、ディーラー等無数の中小・零細企業にも甚大な影響を及ぼした¹⁾。

1) 拙稿『米国「ゼネラル・モーターズ社」再生の法律問題』修道法学（広島修道大学）32巻2号所収（平成22年2月刊）参照。

また、平成21年秋からの世界的な「同時不況」は、民間の雇用関係にも及び²⁾、失業³⁾は個人のローン返済を困難にした。生活苦のあまり自殺者数が増加し⁴⁾、個人、中小・零細企業の破産手続の申立てが激増した⁵⁾。

経済界の「深刻な不況」で、国家の税収入は激減し⁶⁾、当然、地方自治体の財政力も低減され⁷⁾、殊に地方の公共事業発注の停滞をもたらし、民間の受注も殆ど期待できず、特に土木・建設業界は瀕死の状態にあえいでいる。

それらのみならず、一般の民間企業においても、売り上げは伸びず、商

2) 金融・経済危機を受けた大企業による「非正規切り」や、下請け中小企業への「仕事切り」によるところが多い。

3) わが国の失業率は、平成2年(1990年)代前半までは、2%台という極めて低い水準を維持していた。ところが、同年代以降の失われた10年に失業率は、これまでにない5%台まで上昇した。平成21年5月の政府発表によれば、4ヵ月連続悪化し、5.2%ないし5.3%であったが、同年の第3四半期(7~9月)には5.5%と過去最悪に及んだ。もっとも、平成22年1月には4.9%と若干持ち直したものの、経済協力開発機構(OECD)の予測によれば、平成22年末には、過去最悪の5.8%に上昇する見込みとされている。

4) 平成21年5月発表の警察庁統計資料によれば、平成19年度33,093人であった自殺者数は、平成22年には32,249人と微減したが、自営者の数は横ばいであり、無職者の数は返って増えている。

原因は、健康問題が48%、勤務問題・経済・生活問題が31%となっている。

5) 平成20年の一年間で自己破産の申立をした自然人は、129,508人であった。因みに、平成19年は148,252人、平成18年が165,917人、平成17年が184,422人であったから、平成15年をピークとして、減少傾向にはあると言える。

しかし、これは、個人再生手続(平成13年施行)・特定調停手続(平成14年施行)や、弁護士・司法書士による債務整理手続の利用によるものと考えられるのであって、多重債務者数が減少したとは思えないし、経済的に破綻状態に陥っている人は多く、その数は全国で150万人とも言われている。因みに、平成11年から平成20年までの10年間だけで、自己破産手続の申立を行った個人は、172万人を超えている。

6) 国の平成21年度の一般会計税収が、想定46.1兆円を大幅に下回り、40兆円を割り込む見通しとなっている。

7) 地方自治体の財政力指数は、東京都の1.107ポイントを筆頭に、愛知県の0.892、神奈川県0.815、大阪府0.709、広島県0.487ポイントである。

また、実質収支比率も、東京都の4.5%に比べて、広島県は、0.2%で、全国33位に止まっている。

品の在庫は増え、生産調整で残業が無くなるどころか、期間契約労働者の雇用契約解除、社宅等住居からの立ち退き等雇用関係が極端に悪化し、その上、景気の動向は先行きが全く不透明で、デフレ現象は、市民生活を圧迫し、企業も個人も共に多くが事実上破綻しているのが最近の状況である。

要は、このような真に厳しい経済・企業経営状況にあつて、金融機関がこれまた、「貸し渋り」・「貸しはがし」をして、殊に中小・零細企業や個人等、いわゆる「社会的弱者」虐めをしているのが実態であると言わねばならない。

平成21年の衆議院議員選挙の結果、民主党が圧勝して、社民党、国民新党との連立政権が誕生した⁸⁾。民主党の鳩山由紀夫総裁は、平成21年10月26日に召集された臨時国会において、内閣総理大臣としての所信表明演説の中で、『金融機関の中小企業への貸し渋り、貸しはがしを是正するための法案を提出』することを明らかにし、亀井静香国民新党々首が金融担当大臣に任命された。

早速、国会に提出された法案の名称は、俗称『中小企業金融円滑化法案』というものであったが、その中身は、中小企業経営者向けの金融や個人の住宅ローン返済に困窮している「弱者」のための救済・保護政策が織り込まれており、金融庁の金融検査マニュアル基準の見直しや、経産省経由で信用保証協会を通じて政府保証を付けることも予定されているから、社会的弱者救済の総合施策を含むものであると言ってよい。

と言うわけは、平成20年秋の金融危機を受けて、巨大な金融機関（メガ

8) 沖縄の米軍普天間基地の移設問題で、鳩山由紀夫首相が『少なくとも県外・出来れば国外に』との発言を巡って、再三にわたり言を左右にし、その上、地元住民・連立政権内部及び米国との合意を主張する福島瑞穂・消費者・少子化担当相は、一貫して「県外・国外」を主張した。

それにも拘わらず、日米共同宣言で移設先を「名護市辺野古周辺」を唱った鳩山内閣の閣議決定に対して、福島瑞穂社民党党首は、閣僚としての署名をしなかったことで、大臣のポストを罷免された。社民党は全国幹事長会議を開いて、党執行部が提案した連立離脱を決定した。辻本清美・国交省副大臣も近く辞表を提出するという。

バンク)は、大企業融資を増やしたし、ゼネコン向けの債権は放棄する一方で、中小・零細企業経営者や住宅ローンの返済に悩んでいる個人債務者の窮状は目に余るものがあり、早急にそれらの救済を図る必要があるからである。

II 「貸し渋り、貸しはがし対策」制度の概要

まず、今回の措置は、大雑把に言えば、「貸し渋り」・「貸しはがし」対策として、三つの面からの施策が打ち出されていることに留意すべきである。

一つ目の柱は、①新たに「法律を政府提案で制定」することであり、第二の柱は、②中小企業等への「融資残高の一部について、経産省から信用保証協会を通じて政府保証」を付けることであり、第三の柱は、③金融庁の「金融検査マニュアルを改訂して、不良債権処理の検査指針を緩和」するということである。そして、これら一連の施策の組み合わせからなることに、今回の「貸し渋り・貸しはがし対策」制度の大きな特徴があると言ってよい。

A 「法律の制定」

法律の正式名称は、『中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律』(以下では、単に「中小企業者等金融円滑化法」と略記する。)である。平成21年11月30日、参議院議院本会議で可決され、法律として成立し、同年12月3日付け官報特別号外第23号で公布された(平成21年法律第96号)⁹⁾。

9) 政権与党は10月16日の幹事長・国会対策委員長会談で、月末までの会期内に提出した12法案の成立を目指す方針を確認。衆議院運営委員会理事会では、17日の本会議での中小企業者等金融円滑化法案およびインフルエンザ対策法案の趣旨説明と質疑を提案した。

これに対して、自民党・公明党は、「二つの法案を同時に審議入りするのは慣例に反する。審議時間を確保すべき」としたが、与党は議運委での採決で審議入りを決めた。そして、衆議院財務金融委員会は、19日午前の理事会で、前者について、同日中に採決することを委員長職権で決めた。

大賀：中小企業者等金融円滑化法のあらまし

そして、同法律の施行期日を定める政令（平成21年政令第275号）により、施行期日は同年12月4日とされ、同法律の施行令（平成21年政令第276号）により同日から施行されている（付則参照）。

次に、「中小企業者等金融円滑化法」の概要について述べる。

① 第一に、この法律の「目的」については、同法第1条に、『最近の経済金融情勢及び雇用環境の下における我が国の中小企業者及び住宅資金借入者の債務の負担の状況にかんがみ、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に配慮しつつ、中小企業者及び住宅資金借入者に対する金融の円滑化を図るために必要な臨時の措置を定めることにより、中小企業者の事業活動の円滑な遂行及びこれを通じた雇用の安定並びに住宅資金借入者の生活の安定を期し、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする』とある。

第二に、この法律の「適用対象」となる「貸し手」は、「金融機関」と呼ばれ、具体的には、以下のものをいう。すなわち、(1) 銀行〔預金又は定期積金の受け入れと貸金の貸付け又は手形の割引とを併せ行うこと、ないし為替取引を行うこと、のいずれかを行う営業をいう。銀行法2条2項〕、(2) 信用金庫、(3) 信用協同組合、(4) 労働金庫、(5) 信用金庫連合会、(6) 中小企業等協同組合法第9条の9第1項第1号及び第2号の事業を行う協同組合連合会、

民主党は、午後の本会議に緊急上程し、与党の賛成多数で可決する案を示したのに対して、自民党は反発し、理事会を欠席し、同日午前の参考人質疑も欠席した。

衆議院本会議では、自民党が衆議院財務金融委員長及び衆議院運営委員長の解任決議案を提出して抵抗したが、公明党が共同提案に同調しなかった。

衆議院財務金融委員会は、両委員長解任決議案を与党の反対多数で否決し、結局、金融円滑化法案は、19日昼、自民・公明両党欠席のまま、共産党の賛成も得て採決し、可決された。審議2日で、強行採決し、本会議で法案が成立したのは、20日午前1時10分であった。

参議院に送付された同法案は、30日の本会議で可決成立した。成立した法案は、中小企業者等金融円滑化法、インフルエンザワクチンの副作用被害が生じた場合の補償に関する特別措置法など政府提出の9法案と、議員立法で肝炎の総合対策を盛り込んだ肝炎対策基本法とであった。以上の経緯については、日経新聞・平成21年11月17日付けないし12月1日付け参照。

(7) 労働金庫連合会, (8) 農業協同組合法第10条第1項第2号及び第3号の事業を行う農業協同組合, (9) 農業協同組合法第11条第1項第3号及び第4号の事業を行う農業協同組合連合会, (10) 水産業協同組合法第11条第1項第3号及び第4号の事業を行う漁業協同組合, (11) 水産業協同組合法第87条第1項第3号及び第4号の事業を行う漁業協同組合連合会, (12) 水産業協同組合法第93条第1項第1号及び第2号の事業を行う水産加工業協同組合, (13) 水産業協同組合法第97条第1項第1号及び第2号の事業を行う水産加工業協同組合連合会, (14) 農林中央金庫, がそれである(同法2条1項)。

第三に, この法律の適用対象となる「借り手」は, 大別して二つに分かれる。一つは, (あ)「中小企業者」であり, 二つは, (い)「住宅資金借入者」である。

ここに「中小企業者」というのは, 具体的には, 以下のものをいう。すなわち, (1) 資本金の額又は出資の額が3億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5千万円, 卸売業を主たる事業とする事業者については1億円)以下の会社並びに常時使用する従業員の数が3百人(小売業を主たる事業とする事業者については50人, 卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人)以下の会社及び個人であって, 一般事業(金融業その他の政令で定める業種に属する事業以外の事業)を行うもの, (2) 中小企業等協同組合, 農業協同組合, 農業協同組合連合会, 水産業協同組合, 森林組合, 生産森林組合, 森林組合連合会, 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会であって, 一般事業を行うもの又はその構成員の3分の2以上が一般事業を行う者であるもの, (3) 協同組合であって, 一般事業を行うもの, (4) 医業を主たる事業とする法人であって, 常時使用する従業員の数が3百人以下のもの, (5) 商工組合及び商工組合連合会であって, 一般事業を行うもの又はその構成員が一般事業を行う者であるもの, (6) 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会であって, 一般事業を行うもの又はその構成員の3分の2以上が一般事業を行う者であるもの, (7) 生活衛

大賀：中小企業者等金融円滑化法のあらまし

生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が5千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもののうち、一般事業を行うもの又はその構成員が一般事業を行う者であるもの、(8) 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時3百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が5千万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時3百人以下の従業員を使用する者であるもの、(9) 内航海運組合及び内航海運組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時3百人以下の従業員を使用する者であるもの、(10) その行う事業の特性を勘案し前各号に掲げる者に準ずるものと認められる者として政令で定めるもの、がそれである（法2条2項）。

次に、「借り手」の二つ目の、(い)「住宅資金借入者」とは、次のものをいう。すなわち、住宅資金（持家（自ら居住するため所有する住宅をいう。））としての住宅の建設若しくは購入のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）又は持家である住宅の改良のための資金をいう。）の貸付けを受けている者をいう（法2条3項）。

第四に、この法律の「内容」であるが、これも次の二つに大別できる。その一つは、(ア)「中小企業者」に対する、金融機関の「信用供与についての対応」であり、その二つは、(イ)「中小企業者から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合における金融機関の対応」である。

まず、(ア)「中小企業者」に対する、金融機関の「信用供与についての対応」に関しては、『金融機関は、中小企業者に対する信用供与については、当該中小企業者の特性及びその事業の状況を勘案しつつ、出来る限り、柔軟にこれを行うよう努めるものとする。』(法3条)とされている。

次に、(イ)「中小企業者から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合における金融機関の対応」については、借り手が返済に苦慮していて、借り入れ・返済条件等を緩和(例えば返済猶予など)してもらいたい場合に、金融機関にその旨申し出たときは、「金融機関は、可能な限り、その申し出に応じるよう適切な対応に努めなければならない」とされている^{10, 11)}。

第五に、金融機関は、返済猶予、金利減免、返済期間延長など「貸し付け」条件の変更に応じた「件数・金額」を、定期的に(銀行は3ヶ月ごとに、その他の金融機関は6ヶ月ごとに)、「実施状況を金融庁に報告・開示」しなければならないことになっている。地域や顧客の特性を踏まえた具体的な方針の策定や開示も監督指針などで求めることになる模様。

第六に、金融機関が前記のような債務者からの申し出に対する金融機関としての取り組み状況に関して、仮に「虚偽」の開示をしたときは、当該金融機関に対して、罰金などの罰則が科せられることとされている。

第七に、「中小企業者等金融円滑化法」は、平成23年(2011年)3月まで(つまり3年間の)「時限立法」とされている。

10) 当初、一律に債務の返済を猶予する「モラトリアム」(法定的な支払猶予制度・徳政令参照)ではないかと懸念が広がっていたが、最終的には、借り手の申し出に可能な限り対応するという形で「努力義務」とされた。

しかし、努力義務とされたとはいえ、法律で明示されるわけであるから、貸し渋りなどについては、金融庁が厳しく点検する可能性が高いことになろう。

11) 因みに、諸外国の例を見てみると、金融危機以来、世界同時不況に対して、例えば、(a)米国では、借り換え条件を緩和するために公的資金を投入しているし、(b)英国では、銀行による2年の返済繰り延べと、政府による返済保証を行っているし、(c)スペインでは、失業世帯の返済猶予を認めているし、(d)イタリアでは1年間の返済猶予が来年から実施されるということである。

大賀：中小企業者等金融円滑化法のあらまし

このように「3年間の時限立法」とされている趣旨は、亀井静香金融担当相によれば、『経済を上向きにさせ、借金が返済出来る状況をこの一年で作っていかないといけない。いつまでも今の（経済・経営）状況が続くわけではないというメッセージを与える意味で時限立法とした。不幸にして今のような状況が続いているなら、延長する必要がある。』（11月9日の参議院予算委員会での発言、日経・平成21年11月10日付け）、資金需要の高まる年末・年始を2回ずつ跨ぐようにすることで、条件変更に関する中小企業者等の要望に適切に対応できるようにすることにある。他方、金銭の消費貸借契約の基本は、一定の条件の下に借りたお金はキチンと返すのがルールであるから、ある意味で変則的な支払猶予は、恒常的であってはならないということがあるからである。

B 金融庁の「金融検査マニュアル」の改訂・「監督指針」の改訂

次に、第二の柱である、金融庁の「金融検査マニュアル」の改訂・「監督指針」の改訂の面では、それらの見直し・改訂を行うことによって、「貸し渋り、貸しはがし対策」制度の実効性を高めるのが狙いである。従って、「不良債権基準」は緩和されて、例えば、貸し付け条件を債務者の求めに応じて変更したときでも、当該債務を「不良債権」とはしないこととされることになろう。当然、金融庁の金融機関に対する検査も、「借り手の目線」でチェックされることになろうから、それだけ厳格化されるということになる¹²⁾。

C 新しい「信用保証制度」

次に、第三の柱である「信用保証協会」を通じて政府が債務者の「残債務の一部を保証する支援策」も打ち出されている点についてであるが、法

12) 「金融検査マニュアル」の改訂については、金融庁は、法律が3年の時限立法であっても、期限切れに合わせてマニュアルを元に戻すことは想定していないと、大塚耕平金融担当副大臣が述べており、恒久化の方向で検討される模様。

案の中で、返済猶予中の貸し倒れなど制度の運用に伴う「費用負担」については、『信用保証制度の充実など必要な措置を講じる。』とされている。

具体的な詳細は、現在検討中のものであるが、政府が100%債務を保証するところの「緊急信用保証制度」ではなくて、貸し付けをした金融機関にも一定の負担を求める枠組みとなる模様と報じられている（中国新聞・10月21日付け）。

制度の利用については、後で述べるように、民間金融機関だけと取引している企業とされ、仮に政府保証の割合は融資残高の4割に止められる模様であるとする、その分だけ、金融機関としては、借り手からの返済条件変更の申し出に対して厳しく審査してくる危険もないわけではなからう。しかし、『最初は借り手と貸し手とがそれぞれ自主的に判断し、仮に話し合いが整わない場合には、信用保証制度など第三者の目を入れる』（制度に関する大塚耕平金融担当副大臣の説明。中国新聞・10月21日付け）ものとされており、『金融機関には検査や情報開示があるので、プレッシャーのかかる法律だ』と説明されているから（前記参照）、金融庁のチェックに期待できる部分があるということになろう¹³⁾。

結局、今回の新しい制度では、こうした現行の取り組みを、一般の金融機関にも求めるものである。

ところで、直島正行経済産業相は、10月21日の記者会見で、年内に導入する予定の返済猶予制度を中小企業が利用しやすくするため、新しい「信用保証制度」を作ると発表した（日経・10月22日付け）。

同経産相によれば、制度を利用できるのは、公的融資や補償を受けておらず、民間金融機関だけと取引している企業に限られ、政府保証の割合を

13) 現行の制度としては、信用保証協会による緊急保証の場合、中小企業（製造業の場合従業員300人以下か残金3億円以下）が対象であって、景気悪化で業績が悪化していることが条件となっている制度がある。これによると、実質的に金利を含めた返済猶予が可能とはされているが、個人の住宅ローンには適用がない。

また、住宅金融支援機構が失業者向けに元金の据え置き措置などを実施している。

融資残高の4割に止めるというものである（同前）。

経産相は、『秋以降、景気状況が厳しくなり、売り上げが減少して資金面で苦労する企業も多い。』として、『資金繰り対策の必要性』を強調。中小企業庁などに年末に向けた対策案を早急に纏めるよう指示した。

新設する「条件変更対応保証（仮称）」は「中小企業者等金融円滑化法」を補完する制度として位置づけ、融資残高の一部に政府保証をつけ、金融機関の「努力義務」とされた条件変更への対応を促すものである。同法の成立に合わせて運用を始め、平成23年3月までの時限措置とされている¹⁴⁾。

借り手が倒産した場合の信用保証協会の負担割合は4割とされており、通常の場合8割とされていることから比較すると、大幅に引き下げられている。これは、金融機関が通常、融資総額の2割ほど引当金を積んでいるから、これを除いた部分を政府と当該金融機関とで折半する計算となる¹⁵⁾。

また、借り手が保証協会に支払う「保証料」も、現行制度で最も高い2.2%に設定されている¹⁶⁾。

新制度に必要な財源は、平成22年度予算で対応できるという。

この他、年末に向けた不況対策としては、現行の「緊急信用保証制度」（つまり、緊急の場合の融資枠は、融資額の100%を政府が保証するもの¹²⁾）や、日本政策金融公庫によるセーフティ・ネット貸し付けなどの資金繰り支援策

14) 政府系金融機関は、元本返済猶予期間の延長などに既に応じているためとされる。

15) 保証のない融資を保証付きに借り換えるところの「旧債振り替え」は、実質的には金融機関の救済に繋がるとして、原則禁止されている。と言う訳は、平成10年ないし平成13年に実施された「中小企業金融安定化特別保証制度」では、融資した全額を保証協会が保証した（因みに、このときには、倒産件数が年間約2割程度減少したとされる）が、この制度を利用して債権を回収するケースが相次ぎ、社会問題となった。

従って、今回の制度では、金融機関にも一定のリスクを負担してもらうことで、制度の濫用を防ぐ狙いがある。

16) 債務者に返済努力を怠らないようにさせる趣旨である。

また、保証料分の金利を引き下げることが条件とするが、実際の引き下げ幅は、融資の条件変更の内容に応じたものとされている（日経・10月22日付け）。

も拡充が予定されている模様^{17,18)}。

Ⅲ 貸し付け条件の変更を申し出ようとする者の 心得るべき諸事項

金融機関に対して、貸し付け条件の変更の申し出をしようとする者は、具体的には、資金繰りに悩む中小企業経営者または住宅ローン返済に悩む個人債務者である。

注意を要するのは、これらの、資金繰りに悩む中小企業経営者や住宅ローンの返済に窮している個人債務者（以下では、両者を纏めて「中小企業者等」と呼ぶ）、つまり金融機関との間の金銭消費貸借契約の「借り手」の側からまず、返済条件の変更（緩和）を申込まなければならないということである。これは事柄の性質上やむをえないことではあるが、第一に懸念されるのは、この返済条件の変更を申し込んだ段階で、当該企業または当該個人債務者が「破綻した」ないし「破綻しかかっている」といったような「風評被害」が出ないかという点であろう。

というのは、わが国では、「手形不渡り」は「破綻か」と騒がれ、6ヵ月内に二度目の「手形不渡り」を出すと「事実上倒産」と報じられるし、また民事再生法の手続申請は「企業破綻」と報じられることが多いからである¹⁹⁾。

17) 緊急信用保証制度のこれまでの保証枠は、30兆円であるが、このうち約15兆円の利用実績があるし、全国の中小企業の81%に当たる781業種が利用できることになっているが、その対象業種の更なる追加なども検討されるという（同前）。

因みに、政府の「追加経済対策」の素案によれば、中小企業が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が100%債務保証する「緊急信用保証制度」の期限を1年延長するとともに、保証枠を数兆円追加し、対象業種も拡大するという（日経・平成21年11月28日付け）。

18) なお、亀井金融相は、公正取引委員会の竹島一彦委員長と、10月21日意見交換を行った模様。同大臣は、大企業と中小・零細企業との取引関係が後者に過度に不利な場合が多いと問題視し、前者が後者に不当な契約を強いていないかの観点からの監視強化を求めたという（同前）。

19) 先の米国クライスラー社、GM社の連邦破産法11章「チャプター・イレブン」を「破産法11条」と誤訳し、「破綻」と報じた日本のマスコミは、連邦破産法チャ

大賀：中小企業者等金融円滑化法のあらまし

また、今一つの「不安」は、返済猶予等貸し条件の変更を申し出た場合、『新規の融資が受けられなくなりはないか』とか、あるいは『他の取引で、不利な扱いを受けるのではないか』等々といった「不安」が生じるかも知れないことであろう。

しかし、前述したように、金融庁が金融検査マニュアルとか監査指針を改訂することによって、「借り手」目線でしっかりチェックしてくれるであろうから、懸念には及ばないと思う。

因みに、平成21年10月に、「全国商工会連合会」が、全国中小企業約700社に対して行ったアンケート調査によれば、80%以上が今回の「返済猶予制度」の導入を期待している模様である。

しかし、考えてみれば、百年に一度と言われる金融危機の影響を受けない企業・個人はいないのであるから、返済猶予を申し出ることは恥でも何でもない。むしろ、健全化して再生（ないし、破綻を免れること）が見通せるからこそ申し出る……と考えたらよいのではなかろうか。

そして、「貸し渋り、貸しはがし対策」としての今回の新しい制度の場合、前述の第三の柱である「信用保証協会を通しての政府保証」は、借り手の企業がそれにも拘わらず破綻したときには、その分だけ、国民の税金が使われることになるため、返済猶予等貸し付け条件の変更を求めてくる中小企業者等の資格条件は、当然、返済猶予等をすれば再生が可能になるであろうと金融機関が判断した場合に限定されてくる性質のものであるということである。まずこのことには、中小企業者等「借り手」側としては十二分に留意しておく必要がある。

それ故、貸し付け条件の変更を申し出る中小企業者等「借り手」側として心すべき点について、私見を纏めておく。

(I) 金銭の消費貸借契約内容（貸付条件）の変更を申し出る理由……例え

- ▶ プター・イレブンが「再生」(Reorganization)であり、米国の場合、わが国と違って、破綻が手続申請の要件ではないことを知らないからである。この点については、拙稿「米国 GM 社の再生問題」修道法学32巻2号所収（注1）参照。

ば、同時不況による売り上げ減、取引先の破綻、その他、いかなる理由があつて、条件変更を申し出るのかを、丁寧に説明することが第一に必要である。

(Ⅱ) 第二に、金銭の消費貸借契約内容をどのように変更してもらいたいか、自らの希望内容（金利の削減・低減、期限の見直し・猶予、債務の一部免除（銀行側から言えば、債権の一部放棄・カット等）を、資料を添える等、説得力をもって訴えることが必要である。

(Ⅲ) 第三に、金銭の消費貸借契約条件変更（これは、勿論金融機関側の判断によるが）によって、残務の返済が可能となる見直し・返済の具体的な年次・月次の計画を示し、理解を得る必要がある。

(Ⅳ) そして、第四に、中小企業者としては、返済原資をどのようにして捻出したか、またはしようとしているか（例えば、自らの役員報酬の一部カット、従業員（への説得と彼らの理解による）報酬額の改訂・支払時期の調整等々）を明らかにすることが必要である。

その際、中小企業経営者としての見識・意欲・誠意を示すことが基本的に肝要と思われる。

IV お わ り に

中小企業等金融円滑化法施行の効果について述べる。法施行後2ヵ月半経過したときの報道によれば（中国新聞・平成22年2月19日付け）、中国地方の地場金融機関は専用窓口を置くなど対応を強め、資金繰りの改善に一定の成果を出しているという。具体的には、取引先の事情に合わせて、貸し出し期間を延長したり、あるいは月々の返済額を減らしたりしている模様。しかし、そのことによって、利息がかかる期間も長引くこととなり、結果は返済総額が増えるケースも出てくるであろうし、また、原則3年間の時限立法であるために延長される期間も限度があることなどに留意する必要があるだろう。

また、東京商工リサーチの発表によれば、今年4月の全国の企業倒産件

大賀：中小企業者等金融円滑化法のあらまし

数（負債1千万円以上）は前年同月比13.2%の1,154件と、9ヵ月連続で減少した。昨年12月施行の中小企業金融円滑化法など政府の資金繰り支援策の効果が出たとみられるという（中国新聞・平成22年5月14日付け）。

次に、大手銀行と上場している地方銀行とが受け付けた「返済条件緩和」の申請件数は計29万7,516件であった（中国新聞・5月18日付け）。内訳は、中小企業者が26万731件、住宅ローン債務者が3万6,785件（同前）。

なお、金融庁は、昨年12月に施行された「中小企業者等金融円滑化法」に基づく、金融機関による返済条件緩和の対応状況を発表した（日経・5月30日付け）。それによると、法が施行された昨年12月4日から今年3月末までに、大手銀行や地方銀行、信用金庫などに対する中小企業者からの条件緩和の申請件数は、46万5,904件（貸し出し金額ベースで、10兆1,027億円）。このうち返済猶予を含む条件緩和に応じたのは35万4,463件で、実行率は76%であったという。申請に応じなかった件数は、6,264件、申請したものの、まだ審査中であつたり、申請を取り下げた件数は、10万5,177件。このためこれらを分母にした実質ベースでの実行率は98%に達している。

これに対して、住宅ローン債務者からの申請は、5万5,126件で、実際に応じたのは、2万7,554件。全体の実行率は50%に止まっているが、審査中の件数も2万件弱あるため、実質ベースでは、94%に達している（同前）。

因みに、広島銀行が、昨年12月4日から今年3月末までの間に受け付けた融資案件は、累計で中小企業者から2,867件（債権額892億円）であったが、そのうち、約7割（2,052件・684億円）の案件で変更に応じた（中国新聞・5月13日付け）。審査中の案件が622件（163億円）あり、審査の結果変更に至らなかった案件は65件（23億円）、申込者が取り下げた案件は128件（20億円）あつたという（同前）。住宅ローン債務者関係は、454件（債権額62億円）の申込みのうち、161件（21億円）の条件変更に応じた。審査中は164件（22億円）で、変更に至らなかった案件が12件（2億円）、申込者が取り下げた案件が117件（16億円）あつたという（同前）。

返済猶予の申請状況

| 持ち株会社は傘下銀行合算。金額の単位は百万円 | 住宅ローン | | 中小企業向け融資 | |
|------------------------|--------------|---------------|---------------|----------------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 三菱UFJFG | 2946 | 52253 | 19557 | 1033392 |
| みずほFG | 3218 | 55131 | 13138 | 849996 |
| 三井住友銀行 | 2818 | 50011 | 21209 | 801235 |
| りそなHD | 2923 | 53810 | 16047 | 652537 |
| 住友信託銀行 | 192 | 3209 | 56 | 4877 |
| 中央三井信託銀行 | 312 | 7304 | 377 | 15378 |
| 新生銀行 | 77 | 2142 | 25 | 28327 |
| あおぞら銀行 | 6 | 109 | 35 | 3851 |
| 地銀90行合計 | 24293 | 347962 | 190287 | 5416184 |
| 合計 | 36785 | 571931 | 260731 | 8805777 |

総件数 297516 総金額 9377708

中国新聞 平成22年 5月18日付けより

百年に一度と言われる「金融危機」は、考え方によれば、自らの企業の内容を見つめ直す好機と捉え、改善すべき施策を検討する絶好のチャンスと見るべきである。

また、企業の経営にあつては、破綻を生じてからの「対症療法」ではなく、破綻を予防するための「施策」が有効と考える。専門家の知恵・アドバイスを利用すべきではないかと思われる。

最後に、一言。企業経営の基本は、Corporate Governance（法令遵守）をベースに、適正な利潤を挙げ、これを会社を巡る利害関係人²⁰⁾に適正に配分し、もって社会的責任を果たすべきものである。キャッシュ・フロー（資

20) 私は、会社を巡る利害関係人については、わが国の場合、ごく少数の巨大企業（上場会社を中心とする公開会社）と、数的には圧倒的に多数を占める中小・零細の閉鎖的企業とは異なって理解すべきであると考えている。法制度的には、同じ株式会社形態であっても、その経済的・経営の実態は、いわゆる二重構造であり、閉鎖的な中小・零細株式会社は、持分会社（具体的には、合名会社・合資会社そして合同会社）の実態と大差ないからである。そして、閉鎖的な中小・零細株式会社にあつては、(1) 経営者＝出資者、(2) 従業員、(3) 金融機関その他の取引先が会社を巡る利害関係人に当たると考えている（詳細は、拙稿『「会社は誰のものか」考』法学研究（慶應義塾大学82巻12号（平成21年12月刊）所収参照）。

大賀：中小企業者等金融円滑化法のあらまし

金繰り) 重視の観点からは、「手形なし」の経営などが理想的と言えようが、所詮は、経営者の「人柄」と前向きな「やる気」、そして何よりも「信頼」ではなからうか。

以 上

(平成22年 5月31日稿)